

良好な景観形成の推進にご協力を

問 都市計画課開発指導係



「青梅市の美しい風景を育む条例」に基づき、市内で一定規模以上の建築行為等を行う場合には、事前に市へ届け出ることを義務付けています。なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している地区は、届け出対象行為の規模等が一般地区と異なりますので注意してください。

○景観形成地区

対象地区 森下町、上町、仲町、本町、住江町、西分町の一部、多摩川沿川、御岳溪谷周辺、釜の淵公園周辺

届け出対象行為

建築物の建築、工作物・広告物の設置等

○一般地区（上記以外の地区）

届け出対象行為

一定規模以上の建築物の建築等

過度な冷房に頼らない空間づくりを

問 環境政策課ゼロカーボンシティ推進係

冷房時には室温28℃を目安に、冷房時の外気温や湿度、建物の状況、体調等を考慮しながら無理のない範囲で、冷やしすぎない室温管理をしましょう。扇風機を活用して冷房効率を上げる、みどりのカーテン等で直射日光を遮るなど、暑い日を快適に過ごす工夫も取り入れてみませんか？

また、市では、1年を通じて気候に合わせた働きやすい服装で勤務する「サステナ×Blueスタイル」の試行をしています。

年間を通じて、省エネや節電を強く意識した働きやすい服装により、二酸化炭素排出量の削減を目指します。



※デコ活とは、脱炭素（Decarbonization）とエコ(Eco)を組み合わせた新しい言葉です。

行政相談委員に築地氏、原島氏が再任

4月1日付で築地 明氏、原島和久氏が行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。

行政相談委員は、行政と市民のパイプ役として国や特殊法人の仕事に対する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

毎月第2火曜日の午後1時30分～4時（1人30分）に、定例相談も開設しています。

会場 市役所会議室

申し込み 相談専用電話☎22-2816
または市民安全課市民相談係へ



国民年金の加入手続き

問 青梅年金事務所☎30-3410、市保険年金課国民年金係



国民年金は、国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければならない制度です。

被保険者の種類・該当者等 下表参照

○第1号被保険者の加入

市保険年金課（市役所1階）または年金事務所で加入できます。

持ち物 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）、年金手帳または基礎年金番号通知書、その他の必要書類（年金機構ホームページ参照）

保険料 1か月1万7,510円（令和7年度・定額保険料）

種類	該当者	手続き先	保険料の納め方
第1号	自営業、学生、フリーター、無職の方など	市役所・年金事務所	納付書、口座振替、クレジットカード、電子納付等
第2号	厚生年金に加入している会社員、公務員など	勤務先	給料から引かれます。
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者の勤務先	配偶者が加入する年金制度が負担します。

課税・非課税証明書のコンビニ交付

問 課税課市民税係

利用者用電子証明書（4桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機を利用して課税・非課税証明書を取得できます。

○令和6年度課税・非課税証明書…6月1日の午後11時まで発行

○令和7年度課税・非課税証明書…6月3日の午前6時30分から発行

※6月2日は年度更新作業のため課税・非課税証明書の発行は停止となります。

※3月18日以降に確定申告書、市民税・都民税申告書を提出した方は、申告内容が反映されない場合があります。

※課税課窓口（市役所1階）では、住民税が特別徴収（会社からの給与のみで、給与から住民税を納付）の方（被扶養者を除く）に限り、5月1日から令和7年度課税・非課税証明書を発行できます（特別徴収でない方は6月2日から）

申請は6月2日までに

軽自動車税（種別割）の減免制度

問 課税課庶務係



次の要件に該当する場合、納付前に申請することで軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

※現在、普通自動車の自動車税（種別割）の減免を受けている方や、すでに申請している方を除く。

対象車両 ▷身体障がい者などが所有する車▷身体障がい者などのために使用する車（生計を一にする家族が所有する車）

身体障がい者など ①身体障害者手帳②戦傷病者手帳③愛の手帳（1～3度）④精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかをお持ちの方

申請に必要なもの ①～④に該当する各手帳、車検証および車検証記録事項・届出済証・標識交付証明書、運転する方の運転免許証、納税義務者のマイナンバーカード

特別児童扶養手当等の手当額改定

問 障がい者福祉課庶務係

4月から、令和7年度の特別児童扶養手当、特別障害者手当等の手当額が改定されました。

手当の種類		改定前	改定後
特別児童扶養手当	1級	5万5,350円	5万6,800円
	2級	3万6,860円	3万7,830円
特別障害者手当		2万8,840円	2万9,590円
障害児福祉手当		1万5,690円	1万6,100円
福祉手当（経過措置分）		1万5,690円	1万6,100円

自立センター福祉公開講座「ビーズアクセサリ」

問 市自立センター☎32-1631、市障がい者福祉課庶務係

簡単なビーズアクセサリを楽しく作ります。

日時 5月21日（水）午後1時30分～3時30分

会場 市自立センター **対象** 市民

講師 旧ジャパンビーズクラフト協会認定講師

明田川冬子氏

定員 先着12人（4月16日に参加した方は参加不可）

申し込み 電話で自立センターへ※留守番電話への申し込み不可

